

飯能市業務委託契約に係る公募型指名競争入札試行要領

(平成22年7月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る測量、設計、調査及び設計・施工監理の業務の委託に係る指名競争入札において、業務の委託に係る技術的適正を把握するため、業者から技術資料の提出を公募により求める公募型指名競争入札の試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型指名競争入札に付することができる業務は、1件につき予定価格が500万円以上の業務とする。

2 公募型指名競争入札に付す業務は、前項に規定するもののうちから飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）において選定した業務とする。

(公募の公告)

第3条 公募型指名競争入札に付そうとする場合においては、次に掲げる事項を入札日の前日から起算して20日前までに公告するものとする。

- (1) 公募型指名競争入札の実施に関する事項
- (2) 業務の概要に関する事項
- (3) 技術資料の提出を求める対象者（以下「対象者」という。）に関する事項
- (4) 技術資料の作成及び提出に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(対象者)

第4条 対象者は、飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成12年告示第26号）第3条の規定により飯能市建設工事等競争入札参加者名簿に登載された者で、次に掲げるものに該当しない者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 飯能市建設工事の請負等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成12年告示第25号）第2条の規定により指名停止の措置を受けている期間

中である者

- 2 前2項に掲げるもののほか、公募型指名競争入札に付す業務ごとに、当該対象者を定めることができる。
- 3 対象者は、公募型指名競争入札に付す業務ごとに、審査会の議を経て定めるものとする。

(技術資料作成要領の交付)

第5条 公募型指名競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に技術資料作成要領を交付するものとする。

- 2 技術資料作成要領には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 公告日
 - (2) 業務の概要に関する事項
 - (3) 対象者に関する事項
 - (4) 技術資料の作成及び提出に関する事項
 - (5) 指名しないこととした者に対する理由の説明等に関する事項
 - (6) その他市長が必要と認める事項

(技術資料等の提出)

第6条 入札参加希望者は、公募型指名競争入札参加申込書(様式第1号)に次に掲げる技術資料を添えて、当該入札に係る公告において指定した日までに提出しなければならない。

- (1) 当該業務と同種で同程度以上の業務の実績同種の業務の実績書(様式第2号)
- (2) 配置予定の技術者の資格、同種の業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等主任(管理)技術者等の資格及び業務経歴書(様式第3号)
- 2 前項の技術資料には、その内容を証明するために必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4 提出された技術資料等は、返却しないものとし、提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めないものとする。

(技術資料の審査等)

第7条 技術資料等が提出されたときは、審査会において対象者としての要件及び技術資料の審査を行うとともに、市長が別に定める指名業者選定基準に基づき技術資料を提出した者のうちから当該業務の競争入札に参加する者の指名業者を選定するものとする。

2 技術資料等を提出した者のうち当該業務について指名しなかった者に対しては、指名しなかった旨及び指名しなかった理由を公募型指名競争入札の非指名通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定により非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

4 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

5 前項の規定による回答があった場合においては、当該非指名理由について1回に限り再説明請求をすることができる。

（業務説明会）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、指名業者を集めて業務説明会を実施することができる。

2 業務説明会を実施する場合は、市長が別に定めるところにより行うものとする。

（指名通知、入札の執行等）

第9条 指名通知、入札の執行、契約の締結等については、指名競争入札の例による。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

公募型指名競争入札参加申込書

平成 年 月 日

（あて先）飯能市長

申請者	住 所	
	氏 名	印
	T E L	

下記の公募型指名競争入札に参加したいので、技術資料作成要領により関係書類を添えて申し込みます。

記

1 入札対象業務

（1）業 務 名

（2）業務の場所

2 公告日

平成 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

同種の業務の実績書

申請者名 _____

業 務 名 称 等	業務名	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	業務の概要	

- (注) 1 当該業務と同種で同程度以上の業務の実績であることを判断するために必要な項目を設定すること。
- 2 業務が完成し、引渡し済みの実績を記載すること。
- 3 契約書の写しほか実績の確認できる書類を添付すること

様式第3号（第6条関係）

主任（管理）技術者等の資格及び業務経歴書

申請者名 _____

配置予定技術者の役職・氏名		技術者 氏名
最終学歴		大学 科 年卒業
保有資格		
業務の経歴の概要	業務名	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	主任技術者、管理技術者等
	業務内容	
申請時における他業務の従事状況等	業務名	
	発注機関名	
	履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	主任技術者、管理技術者等
	本業務と重複する場合の対応措置	

- (注) 1 業務が完成し、引渡し済みの実績を記載すること。
 2 複数の候補技術者を記載することができる。
 3 管理技術者資格者証の写しを添付すること。

様式第4号（第7条関係）

公募型指名競争入札の非指名通知書

平成 年 月 日

様

飯能市長 氏 名

先に申込みのあった公募型指名競争入札の参加について審査した結果、当該業務の競争入札には指名しないことと決定したので通知します。

なお、指名しないこととした理由について、平成 年 月 日までに書面により説明を求めることができます。

記

1 入札対象業務

（1）業務名

（2）業務場所

2 公告日

平成 年 月 日

3 指名しないこととした理由